実例から学ぶ税務の核心

～ひたむきな税理士たちの研鑽会～

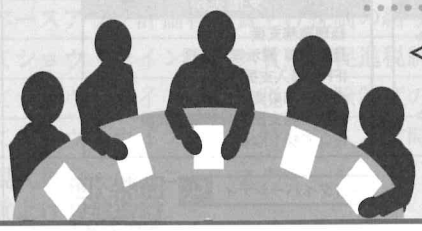

＜第103回＞持分会社の死亡退社時の課税関係（公表裁決）

大阪勉強会グループ　著
（濱田康宏・岡野訓・内藤忠大・白井一馬・村木慎吾）

〔前回（第102回）はNo.3838（令和７年２月10日号）に掲載いたしました。〕

令和４年
争われた事
ついても検

sample sample sample

1 はじめに

濱田） 今回確認する事案の内容は、持分会社

sample sample sample

内藤） はい。死
うな課税関係が生
りますが、問題点

sample sample sample

白井） 思わぬ課
がいろいろ立ち回りましたが、結論としては無駄に終わっています。

sample sample sample

で、この事例で、問題点の所在を確認しておきましょう。

2 事案の概要

濱田） では、事案の概要について説明してく

sample sample sample

本件は、原処分庁が、合資会社の無限責任

sample sample sample

請求人Ａほか４名（以下「請求人ら」という。）が、上記持分払戻請求権に係る金銭等
なされる金
部の取消し

sample sample sample

3 持分会社の種類と仕組み

白井） ここでいう「合資会社の無限責任社